

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 物価高騰下における育児負担の軽減のため、電子クーポンを発行する「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託」の実施に当たり、次の事務局運営業務を委託するもの。 ①事務局の設置・運営 ②電子クーポン発行等のためのプラットフォームの準備 ③プラットフォームにおける申請受付・審査・電子クーポン発行 ④加盟店募集・審査・登録 ⑤加盟店の利用実績に基づく精算処理 ⑥利用者・加盟店からの問合せ対応 ⑦周知・広報 ⑧県との連絡調整 なお、本業務の電子クーポン発行申請受付開始時期は7月を予定しており、短期間でプラットフォームの準備から対象者への周知及び加盟店募集を行う必要がある。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 (公募型プロポーザル方式) 本業務を実施するうえで重要となるのは、 ①短期間で事業を立ち上げ運営できる体制 ②申請審査・電子クーポン発行を確実に行うための処理能力と品質管理 ③利用者および加盟店が利用しやすい申請・決済環境の整備である。 本事業は、限られた準備期間で、多数の加盟店募集、審査体制の構築、プラットフォームによる申請受付・審査・電子クーポン発行処理など、多岐にわたる専門的な運用ノウハウを必要とする。 したがって、当事業の運営に必要なプラットフォーム、事務局運営力、加盟店開拓力を有する事業者の能力を総合的に評価し選定する公募型プロポーザル方式を採用することが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 「株式会社マラスキー」は、令和8年4月24日に開催した「岐阜県ぎふっこ育児サポート事業運営業務委託プロポーザル評価会議」において最優秀提案者として選定された者である。 これを受けて、「株式会社マラスキー」と協議を実施し、業務委託に係る仕様を確定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。